

## (第37回) 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年7月28日（火）

16：00～17：00

会場：第一・第二委員会室

- 1 事務局より現状について
- 2 協議事項
- 3 報告事項
- 4 その他

別紙

◆令和2年7月27日20時30分時点

◆速報値のため、今後の調査状況により、変動の可能性があります。

1 患者の発生状況

(参考)

総数	(内訳)		
	濃厚接触者※1	海外渡航歴	調査中
131	52	0	79

うち重症者
0

検査実施件数 7月24日※2
1,556

※1 濃厚接触者：確定患者との接触歴があるもの

\*2つの欄に該当する場合があるため、内訳と総数が一致しない場合がある。

※2 検査から結果が出るまでは3日程度要する。なお、この検査結果と本日の報告数が一致するものではない。(陰性確認を含む)

<属性>

○年代

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	不明
1	4	55	24	23	11	7	2	4	0	0	0

○性別

男性	女性	不明
75	56	0

2 都内患者数

総数(累計)	入院中		宿泊療養	自宅療養	入院・療養等調整中	死亡(累計)	退院(累計)
	重症者						
11,345	1,260	19	212	483	598	328	8,464

※療養期間経過を含む

【参考】 入院・療養等調整中の陽性患者について(7月26日発表分)

入院療養等調整中 966人      当日の新規陽性者 239人  
 前日までの陽性者 727人

その後の状況 7月27日(月)16時時点

入院	宿泊療養	自宅療養	退院・療養等終了	他県転送	移管手続中	不明のため調査中
101	18	104	86	12	389	17

【参考】 区市町村別患者数(都内発生分) (7月26日時点の累計値)

千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田
72	185	522	1724	208	266	230	372	344	307	371
世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾
858	392	547	469	387	225	159	392	470	464	229
江戸川	八王子	立川	武蔵野	三鷹	青梅	府中	昭島	調布	町田	小金井
318	136	49	46	68	14	125	19	68	91	56
小平	日野	東村山	国分寺	国立	福生	狛江	東大和	清瀬	東久留米	武蔵村山
56	39	33	28	12	11	38	14	22	43	6
多摩	稲城	羽村	あきる野	西東京	瑞穂	日の出	檜原	奥多摩	大島	利島
54	18	6	14	98	2	1	0	0	0	0
新島	神津島	三宅	御蔵島	八丈	青ヶ島	小笠原	都外	調査中		
0	0	0	1	0	0	0	512	23		

7月27日時点で調査完了したものを更新しています。今後の調査の状況により、数値は変更される可能性があります。

# 国分寺市における新型コロナウイルス感染者発生時の公表の考え方

## 1 感染者の公表と保健所の管轄について

本市は、東京都多摩立川保健所の管轄区域であり、市内において新型コロナウイルス感染者が確認された場合には、東京都が感染症法に基づき、感染者からのヒアリングや公表を行います。感染者の発生状況を直接把握することができない本市としては、保健所と協議の上、公表を行うこととなります。

ただし、感染者が市職員である場合や、市が関係する事業又は市施設で発生した場合、または市内事業者から自主的な情報提供があった場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市民の生命、健康を守るため、必要があると認めるときは、次のとおり公表します。

※保健所は、都道府県・政令指定都市・特別区・中核市等で設置でき、都内では、東京都・特別区・八王子市・町田市が保健所を設置しています。

※感染症法…「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

## 2 公表の対象

- (1) 市職員が感染した場合
- (2) 市が関係する事業又は市施設で感染が発生した場合

※市が関係する事業とは、市の委託等を含みます(直接市民と接触の機会がある場合に限りません)。

※市施設とは、市直営施設のほか、市からの委託や指定管理により運営を行う施設を含みます。

## 3 プライバシーの保護

- (1) 同意の原則

感染者個人のプライバシーの保護や人権上の配慮、事業者への風評被害等が生じることがないように、また、感染者や濃厚接触者が、保健所が実施する積極的疫学調査に協力できる環境を整える必要があることから、感染者個人及び当該事業者の同意を得られた場合に限り公表します。

- (2) 公衆衛生上の公表の必要性

前述の同意の原則を前提とするが、公衆衛生上、感染拡大のリスクが著しく懸念され、公表の必要性があると判断した場合は、保健所と協議の上、感染者や事業者の意向にかかわらず感染に関する情報を公表します。

## 4 公表情報

市職員, 市が関係する事業又は市施設で感染が発生した場合, 保健所から提供される情報の範囲で次の内容を公表します。

- (1) 感染者の所属・職務内容, 勤務場所など
- (2) 感染者の症状・経過など
- (3) 公衆衛生上の対策

## 5 公表の方法

公表については, 必要に応じて以下の方法で行います。

- (1) 記者会見
- (2) プレスリリース
- (3) 市公式ホームページ
- (4) その他の方法

## 6 市内事業者で感染が発生した場合

事業者からの自主的な情報提供の申し出があり, 公表の同意が得られた場合, 当該事業者から提供された情報の公表, または当該事業者のホームページでの公表にリンクを行います。

## 7 その他

- (1) 濃厚接触の状況や, 感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し, 公表の内容については, 個別に検討し判断します。
- (2) この考え方は, 今後の感染者発生の変向などを踏まえ, 適宜見直しを行います。